

第 8 回 地域づくり計画策定部会 会議録

1. 日時 2013 年 3 月 23 日（日）10:00～12:00
2. 場所 新千里東町コミュニティルーム
3. 出席者：清水（理事）・蘆江（理事）・三村（理事）・草場（理事）
武藤・柳原・山田・森岡（事務局）
4. 内容

4 月から新年度に入り、新しいメンバーで部会活動が始まる。
次年度へのため、この 1 年間の部会活動、経過などを総括する。

(1) 東町サロンについて

- コミュニティスクールや拠点づくり検討部会は、それぞれにコミュニティルーム運営委員会や東町会館運営委員会があり、部会活動はそのことの整合性が必要である。東町サロン構想については、当部会活動に、3 月 20 日の東町会館運営委員会と協議会との協議の経緯が重要なので、説明が欲しいとの要請があった。

〔東町運営委員会と自治協議会との話し合いの報告〕

東町サロンについての、住民との話し合いが不十分で認識されていない。

もっと議論や調整が必要→→→協議会へ差し戻すこととなった。

- ・手続きをきちんと踏んでいるが、構想が全く理解なされていない。
- ・東町会館が地域自治の拠点にふさわしいのか、まで検討できていない。
- ・理事会で、拠点についてまとめたもので討議したことが無かったのでは。
- ・事務局がそこありきで、突っ走っている感じである。
- ・事務局は承認されているが、支持されていないような感じもある。

以下、部会活動の総括発言要旨

- 事務局があつてこそ協議会として自助・共助があつた。拠点挫折は残念である。
- 「コミュニティルームもっと使いやすくする」は、セキュリティとオープン制の調整や、行政からの援助が何処まで得られるのか、見積まで仕切れるのか、また東町サロン構想も運営方式などを、少し時間をかけて見極めと確認をし、再度理事会へ検討案を作成・審議し、その結果で→→東町会館運営委員会へ協議会から指示を出す。
- 住民の意見を自治会からもっと協議会へ反映させたい。
- 検討案を 1. 2. 3 など複数出して、理事会で議論出来るようにする。
- 連協の時の仕組みとなっていた、「決定した人」が外れてきている。
- もう一つ、議論する場（理事会以外の場）があつても良いのでは。
しかし、これ以上の討議の場への参加は無理（個人の生活に犠牲を強いる）。
- 理事会の前に、ネゴシエーションが必要ではないのか。旧の「ノウハウ」と新の「進め方」を話し合う場があれば良い。「情」で押すのも有効か。
- 理事の納得と住民の納得に乖離がある。
- 村の成り立ちでは、新旧には壁があるものである。それをどう乗り越えるか。
- 東町サロンはもう無理である、拠点づくり部会はどうするのか。
- 「住民からの意見が出ない」＝何も言わないのは同意と言う意見である。

- 一般住民にとって広報誌「ひがしおか」の、情報提供の役割は大きい。
- 4/21 の新旧理事会では、次年度の規約・組織の説明をして情報の共有が必要。
- 理事会では議論の時間が無いのでは。理事会をまとめる人が必要なのかも。
- 協議会の課題が多過ぎる、事務局個人としてもしんどい。余裕が無い。
この1年間にやる事が多過ぎたので、人にはお願いできない。
- 協議会スタート時の行政との約束が不明となった。(縦割り行政改善への回答)
- 市は理事会へ仕事で来ているのだから、もっと東町への助力を期待したい。
見ているだけでは…と感じる。
- 自治会から、人が協議会ではなく外へ外へ(3団体)と参加しているようだ。
- 自治会からの人の選出が3団体へなどとなっているのを、協議会向けにして
もらえれば、活動への人不足は解消される。
- 人の選出は、2013年度の協議会体制案として、理事会で審議の予定である。
- 自治会から出す人を、自治会が自主的判断を持って選出して欲しい。
- 協議会が設立されたからこそ、課題：高齢者施設・コミュニティスクールが考
えられた。自治協議会設立の意義があった。

以下の事項が決定された

- 当部会は、2013年度より名称を「まちづくり計画策定部会」とし、
以下の4分野を活動課題とし、合同で部会を開き優先課題順に討議する。
 - ①高齢者福祉
 - ②東丘版コミュニティ・スクール検討
 - ③拠点整備検討
 - ④環境改善推進
- 部会には、課題に関心・意識の高い団体や人の参加を望みたい。(民生など)
- コミュニティスクール・拠点づくりの課題部会には、コミュニティルーム、東町会館運営委員会の参加を希望。
- 2013年度 第1回のまちづくり計画策定部会の会合までの準備事項としては
 - ・2013年度の新メンバーへの部会活動方針の引き継ぎは、書面で残す。
 - ・3/31 理事会(活動報告)資料、4/21 新旧理事会の部会長説明資料。
- 2013年度 第1回 まちづくり計画策定部会 開催
 - 5月12日(日) 10:00~12:00
 - コミュニティルームにて
 - ・新旧部会員顔合わせ
 - ・前年度活動方針・経過の確認
 - ・役員の選出
 - ・本年度活動の確認

2012年度地域づくり計画策定部会の活動報告

1. 東丘版コミュニティ・スクール検討部会活動報告（分科会）

(1) 部会活動の趣旨

「学校」を地域の核として、東町住民の活力の源とする「東町の描くコミュニティ・スクール像」を浮かび上がらせ、東町のみんなが願うビジョンの実現に寄与したい。

(2) 部会の構成

蘆江部会長（理事） 三村副部会長（理事） 十河（理事） 草場（理事）
森岡（事務局）

(3) 2012年度 部会活動

※CS：コミュニティ・スクール CR：コミュニティルーム

第1回部会	第2回部会	第3回部会	第4回部会	第5回部会	第6回部会	第7回部会	第8回部会
8/21日（日）	9/16日（日）	10/13日（土）	11/3日（日）	12/9日（日）	1/14日（祝）	2/3日（日）	3/23日（土）
部会活動方針と東丘版CSについてのフリートーク	十河校長先生による「CS学習会」	活動目的・CS像・スケジュールなどの確認と共有	市社協の勝部氏をゲストに子育てシステムの検討会	「東町CS」の施設内容についての協議	CRを、もっと使いやすくを目標の第1ステップとする	CRを使いやすくするための施策検討と来期活動の検討	本年度総括と次年度活動計画と予算

2013年1月23日「第13中とディサービス」「大池小とコミュニティプラザ」施設併設例の見学。

2. 各団地に共通の課題解決の検討部会活動報告（分科会）

(1) 部会活動の趣旨

東町のビジョン実現のため地域づくり計画策定の目的で「地域づくり計画策定部会」を設置。東町は集合住宅で構成される。近年、中層住宅が順次、高層住宅に建て替えられ防災面では比較的安心な町と言われる。通学路は人と車が分離され子育て面でも安心な町である。そして、何よりも緑に恵まれた町。一方、東町が作られて40年、住民の世代交代もあるが高齢化は著しい、このような環境をベースに、活力があり、隣人に優しく、魅力あふれる地域にリニューアルしたい、これが「地域づくり計画策定部会」に期待される役目。

(2) 部会の構成

矢口部会長・清水副部会長・大矢・横山・下野(以上理事)
武藤・柳原・山田(以上事務局)

(3) 2012 年度 部会活動

第1回部会	第2回部会	第3回部会	第4回部会	第5回部会	第6回部会	第7回部会	第8回部会
8月12日(日)	9月16日(日)	10月6日(土)	10月21日(日)	11月12日(月)	12月2日/5日	1月14日(日)	3月23日(日)
活動方針と解決に取り組む課題の協議	課題に関するフリートク、介護施設研究	現況調査項目の検討、周辺介護施設調査	拠点施設利用実態調査	介護事業者ヒヤリング、環境ニーズ調査	NT再生推進課説明会(近隣Cの移転計画)、介護施設誘致要望書作成及び提出	道路・公園の環境整備アンケートまとめ、校舎共同利用例の見学	本年度総括と次年度課題の整理

- ・8月より月1～2回、各2時間の分科会を開催し討議した。
- ・第2回から第6回は、「東丘版コミュニティー・スクール検討部会」と「各団地に共通の課題解決の検討部会」は別の分科会活動とした。

2013 年度まちづくり計画策定部会活動計画

2013 年度より名称を「まちづくり計画策定部会」と称し、以下の分野を活動課題とし、合同で部会を開き優先課題順に討議する。

東丘版コミュニティー・スクールの検討	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「コミュニティールームをさらに使いやすく活用する」ための具体的施策を進行。 2. 関係部署、関係団体との交渉、提携や地域団体との共同活動。 3. 京都市立御所南小学校（コミュニティー・スクール）の施設などを見学。 4. コミュニティールーム活用の講座（仮称 東町大学）を検討。
拠点整備検討	東町の拠点整備ニーズを実現するため、地域自治協議会を代表して近隣センター建替プロジェクトを進める市街地再開発準備組合の協議に参画し関与していく
高齢者問題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「要介護高齢者施設の誘致」活動に具体的に進めてゆく 2. 各団地のコミュニティーと安全・安心の向上に老人クラブの果たす役割は大きくなる。既存のクラブの活動の充実・連携と未結成団地の老人クラブづくりを支援する 3. 高齢者の平常時及び災害時の安否確認システム作り（防災部会）に積極的に関与する
環境改善	環境アンケート結果を基に緊急度・重要度を審査し理事会に答申する。植物の成長、住人の入れ替りもあるので、環境フォローのため「環境見守り隊」を常置、活動を進める
まちづくり計画策定	地域自治協議会設立時に掲げた課題の内、検討ないし実行のフェーズに至っていない課題について取上げ方を検討する（自治会連携活動・安心安全事業・防犯活動・生涯学習）

新千里東町地域自治協議会 第 1 期議案書（案）

日時 平成 2 5 年 5 月 1 9 日
1 3 時～1 5 時

場所 東町会館 2 階

新千里東町地域自治協議会

新千里東町地域自治協議会

第 1 期総会次第

1. 総会開催のあいさつ

2. 議長の選任

3. 議事録署名人の選任

4. 報告

1) 平成 25 年度(2013 年度)協議会代議員

2) 平成 25 年度(2013 年度)協議会理事

※参考：協議会設立趣意書 資料 x x 頁～ x x 頁

5. 議案

第 1 号議案 規約改正（理事および代議員の選出団体の追加等）
の件

第 2 号議案 平成 24 年度(2012 年度)事業報告及び収支決算報告並
びに監査報告承認の件

第 3 号議案 東町の活動拠点（仮称：東町サロン）設置の件

第 4 号議案 平成 25 年度(2013 年度)事業計画及び収支予算案承認
の件

第 5 号議案 平成 25 年度(2013 年度)協議会役員改選の件

6. 閉会

報告

1) 平成 25 年度(2013 年度)協議会代議員

団体名	氏名
メゾン千里理事会	
新千里桜ヶ丘自治会	
新千里東町アーバンライフ管理組合	
OPH新千里東町自治会	
ガーデンヒルズ千里中央管理組合	
ジオメゾン新千里東町自治会	
新千里東町商店会	
UR都市機構新千里東町自治会	
東町3の3自治会	
ローレルコート新千里東町あかしやの丘自治会	
東丘公民分館（分館）	
東丘校区福祉委員会（福祉）	
豊中地域防犯東丘支部（防犯）	
民生・児童委員	
東丘新聞委員会	
東丘校区健康づくり推進員会	
東丘女性防火クラブ	
東丘体育協会	
ひがしまち街角広場	
千里グッズの会	
東丘小学校	
第八中学校	
東丘保育所	
東丘小PTA	
東丘子ども教室	
東丘ダディーズクラブ	
八中PTA	
八中おやじの会	
八中校区青少年健全育成会	
人権教育推進委員協議会	
八中校区地域教育協議会	
八千代クラブ	
エルダー東町	
あかしやの丘シニアクラブ	
ガーデンヒルズシニア連絡網の会	

桜ヶ丘シニアクラブ	
ジオメゾン新千里東町シニアクラブ	
東町3の3シニアクラブ	
日本ボーイスカウト豊中第14団	
ガールスカウト大阪府第61団	
(公募1)	
(公募2)	
(公募3)	
(公募4)	
(公募5)	

2) 平成25年度(2013年度)協議会理事

団体名	代表者氏名
メゾン千里理事会	
新千里桜ヶ丘自治会	
新千里東町アーバンライフ管理組合	
OPH新千里東町自治会	
ガーデンヒルズ千里中央管理組合	
ジオメゾン新千里東町自治会	
新千里東町商店会	
UR都市機構新千里東町自治会	
東町3の3自治会	
ローレルコート新千里東町あかしの丘自治会	
東丘公民分館(分館)	
東丘校区福祉委員会(福祉)	
豊中地域防犯東丘支部(防犯)	
東丘新聞委員会	
東丘小学校	
東丘小PTA	
東丘ダディーズクラブ	
東町老人クラブ連絡会	

第1号議案 規約改正（理事および代議員の選出団体の追加等）の件

東町の団体として、ジオメゾン新千里東町シニアクラブの創設、各集合住宅の老人クラブ間の連絡組織として東町老人クラブ連絡会の創設がありましたので、協議会規約の別表1：代議員対象団体一覧と別表2：理事会理事対象団体一覧をご参照ください。

なお、年度の途中で理事及び代議員の選出母体の追加等があり得るため、理事会の承認をもって選出団体として仮認定し、次回総会にて承認を得たいと考えております。

※資料 x x 頁～ x x 頁

第2号議案 平成24年度(2012年度)事業報告及び収支決算報告 並びに監査報告承認の件

東町地域自治協議会第1期(2012年度)理事会活動報告、部会活動報告、委員会活動報告、収支決算報告をご参照ください。

※資料 x x 頁～ x x 頁

第3号議案 東町の活動拠点（仮称：東町サロン）設置の件

東町で活動する諸団体にとって、「担い手不足の課題やよりていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり」が喫緊の課題である。阪急豊中駅舎内2階に開設されている「市民活動情報サロン」を参考に、東町の活動拠点として（仮）東町サロン構想事業計画に記載の内容で、平成25年度上半期に、理事会にて、当構想について具体的に、拠点の機能、拠点の設置場所、常駐スタッフなどを具体的に討議し、理事会の承認ステップを踏んで、下半期からの試行的な運営をめざすことについて、ご審議をお願いします。

※資料 x x 頁～ x x 頁

第4号議案 平成25年度(2013年度)事業計画及び収支予算案承認の件

東町地域自治協議会第2期(2013年度)事業計画、部会活動計画、委員会活動計画、収支予算案などをご参照のうえ、ご審議をください。

※資料 x x 頁～ x x 頁

第 5 号議案 平成 25 年度(2013 年度)協議会役員改選の件

次の通り第 2 期協議会役員を選任をご提案いたします。ご審議をお願いいたします。

《第 2 期平成 25 年度（2013 年度）新役員候補（敬称略）》

役職名	氏名	所属団体名
会長		
副会長		
副会長		
会計		
会計		
監事		
監事		

新千里東町地域自治協議会設立趣意書

私たち、新千里東町の住民と団体は、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていける地域づくりを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」のビジョン実現をめざして、ここに、住民による、住民のための、住民の組織として、新千里東町地域自治協議会を設立します。

協議会は、東町を最も良く知る住民が東町のことについて自分たちで考え、話し合い、ベストを見出し、施策として実施してゆく仕組みです。

また、市の部局間の縦割り行政と全地域均一施策及び東町諸団体の連携不足がもたらすさまざまな弊害に対して、住民ニーズのボトムアップ、連携強化、そしてワンストップサービスを実現する組織でもあります。

設立後は、全ての住民の生活する自治会・管理組合を縦軸に、地域の諸団体を横軸に、それらの全てが参加する組織と、住民のニーズや気持ちを尊重する意思決定が出来る仕組みを構築し、段階的に発展、強化させていきます。

協議会の役割は、次の通りです。

- 東町のさまざまな団体の連絡・相互協力・連携の調整を行う。
- 東町ニーズを把握し、東町の課題を見出すことにより、東町の特性に合った公共サービスを提供する。
- 東町を代表する、市との連絡調整・協働の窓口となる。
- 基礎的コミュニティ組織（自治会等）の規模では実施困難な課題に取り組む。

平成24年（2012年）4月22日

新千里東町地域自治協議会設立総会

東町ビジョン

全体ビジョン	住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町
子育て	子どもがのびのび育ち、親が安心して育てることができる、それを家庭、地域、学校などが連携して支えるまちづくり
高齢者	高齢者が生き生きと活動し、孤立化しない させない助け合うまちづくり
防災・防犯	住民どうしのコミュニケーションを高め、安全安心に住み続けられ、防災、防犯の意識の高いまちづくり
住環境	みどり豊かな公園、ゆとりある住環境、にぎわう近隣センターで老いも若きも生き生きと活動するまちづくり
情報発信・交流	ていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり
担い手	日常のコミュニケーションから信頼関係が生まれ、まちのよさを知り自然と担い手が生まれ、若い世代が参加するまちづくり

別表 1 : 代議員対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、ジオメゾン新千里東町自治会、シティハウス新千里東町、新千里東町商店会、UR都市機構新千里東町自治会、グランドメゾン千里中央東丘、新千里東町3-3自治会、ローレルコート新千里東町あかしの丘自治会、ザ・千里タワー、レジデンス千里中央

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、民生・児童委員、東丘新聞委員会、校区健康づくり推進員会、東丘女性防火クラブ、東丘体育協会、ひがしまち街角広場、千里グッズの会

世代別団体 :

東丘小学校、第八中学校、東丘保育所、東丘小学校PTA、東丘子ども教室、東丘ダディーズクラブ、第八中学校PTA、八中おやじの会、青少年健全育成会、人権教育推進委員協議会、第八中学校区地域教育協議会、八千代クラブ、エルダー東町、あかしの丘シニアクラブ、ガーデンヒルズシニア連絡網の会、桜ヶ丘シニアクラブ、ジオメゾン新千里東町シニアクラブ、東町3の3シニアクラブ、日本ボーイスカウト豊中第14団、ガールスカウト大阪府第61団

別表 2 : 理事会理事対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、ジオメゾン新千里東町自治会、シティハウス新千里東町、新千里東町商店会、UR都市機構新千里東町自治会、グランドメゾン千里中央東丘、新千里東町3の3自治会、ローレルコート新千里東町あかしの丘自治会、ザ・千里タワー、レジデンス千里中央

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、東丘新聞委員会

世代別団体 :

東丘小学校、東丘小学校PTA、東丘ダディーズクラブ、東町老人クラブ連絡会

平成 24 年度（2012 年度）

新千里東町地域自治協議会 全体活動報告

<総会>

日時	内容
2012年4月22日（日） 14:00～16:20	設立総会 第1号議案 協議会設立承認の件 第2号議案 協議会規約承認の件 第3号議案 平成24年度(2012年度)事業計画承認の件 第4号議案 平成24年度(2012年度)予算承認の件 第5号議案 平成24年度(2012年度)役員承認の件
2012年11月18日（日） 10:00～10:30	第1期臨時総会 第1号議案 監事辞任に伴う後任者選任の件

<理事会>

日時	内容
2012年4月22日（日） 16:30～16:45	第1回理事会 1. 事務局長の任命 2. 理事会開催要領
2012年5月13日（日） 17:00～19:30	第2回理事会 1. 前回理事会会議録報告 2. 自治会・団体間 連絡と相談 3. 協議会の部会と委員会の組成 4. 連絡事項
2012年6月17日（日） 10:00～13:30	第3回理事会 1. 前回理事会会議録報告 2. 自治会・団体間 連絡と相談 3. 協議会の部会組成と今後活動計画策定作業 4. 夏祭り実行委員会報告 5. 地域自治協議会設立記念イベント 6. 千里ニュータウン50周年記念イベント 7. 連絡事項
2012年7月15日（日） 10:00～12:20	第4回理事会 1. 会議記録等の確認 2. 自治会・団体間の連絡と相談 3. 夏祭り実行委員会より報告 4. 協議会の部会編成と今後活動計画の報告 5. 協議会設立記念イベント（9月開催予定案） 6. 連絡事項
2012年9月16日（日） 10:00～12:30	第5回理事会 1. 会議記録等の確認 2. 自治会・団体間の連絡と相談 3. 平成24年度予算修正と確定

	<p>4. 協議会各部会の活動報告（本年活動計画を含む）</p> <p>5. 夏祭り結果報告（8日反省会議事メモ）</p> <p>6. 実行委員会の体制</p> <p>7. ソフトバンク携帯電話用無線基地設置説明会</p> <p>8. 連絡事項</p>
<p>2012年10月21日（日）</p> <p>10:00～12:30</p>	<p>第6回理事会</p> <p>1. 会議記録等の確認</p> <p>2. 自治会・団体間の連絡と相談</p> <p>3. 実行委員会の体制</p> <p>4. 監事辞任表明の取扱</p> <p>5. 協議会各部会の活動報告（本年活動計画を含む）</p> <p>6. 連絡事項</p>
<p>2012年11月18日（日）</p> <p>10:30～12:30</p>	<p>第7回理事会</p> <p>1. 会議記録等の確認</p> <p>2. 自治会・団体間の連絡と相談</p> <p>3. 2013年度夏祭り計画検討委員会</p> <p>4. 新春交歓会・協議会創立記念行事実行委員会</p> <p>5. 部会活動報告</p> <p>6. 連絡事項</p>
<p>2012年12月16日（日）</p> <p>10:00～12:30</p>	<p>第8回理事会</p> <p>1. 会議記録等の確認</p> <p>2. 要介護高齢者施設の誘致に関する要望の対応</p> <p>3. 部会・委員会活動報告</p> <p>4. ソフトバンク基地局設置</p> <p>5. 自治会・団体間の連絡と相談</p> <p>6. 連絡事項</p>
<p>2013年1月20日（日）</p> <p>10:00～12:40</p>	<p>第9回理事会</p> <p>1. 会議記録等の確認</p> <p>2. 第1回ラウンドテーブルの報告及び今後の東町での情報デリバリーのあり方</p> <p>3. 部会・委員会活動報告</p> <p>4. 東町掲示板</p> <p>5. 自治会・団体間の連絡と相談</p> <p>6. 連絡事項</p>
<p>2013年2月17日（日）</p> <p>10:00～12:30</p>	<p>第10回理事会</p> <p>1. 会議記録等の確認</p> <p>2. 第2回ラウンドテーブル開催概要</p> <p>3. 部会・委員会活動報告</p> <p>本年度活動報告（案）、本年度事業決算見込み、次年度の事業計画（案） 次年度予算（案）の報告を含む</p> <p>4. 自治会・団体間の連絡と相談</p> <p>5. 連絡事項</p>

2013年3月17日(日) 10:00~12:00	第11回理事会 1. 会議記録等の確認 2. 第1期協議会総会の準備事項と総会議案書案の報告 ※東町の拠点(仮称 東町サロン)の検討と立ち上げを含む 3. 次年度部会と体制の討議 4. 部会・委員会活動報告 6. 自治会・団体間の連絡と相談 7. その他個別協議と連絡
2013年3月31日(日) 10:00~12:00	第12回理事会 1. 会議記録等の確認 2. 第1期協議会総会の準備状況と総会議案書案の確認 3. 連絡

<ラウンドテーブル>

2012年12月16日(日) 14:00~17:00	第1回ラウンドテーブル テーマ:「東町での情報デリバリーのあり方を考える」
2013年2月14日(日) 14:00~16:30	第2回ラウンドテーブル テーマ:「東町の活動拠点のありかたについて」

2012年度夏祭り実行委員会活動報告

2012年6月 ~2012年7月	▽実行委員・サポート要員:25人 ▽実行委員会:6月10日、7月15日、7月21日(拡大) ▽内容:開催内容・実施方法の検討、立案、開催準備(案内状作成、買出し等)
2012年8月18日(土) 9:00~17:00	▽場所:東丘小学校グラウンド、天候は雷雨から小雨、グラウンド状態不良 ▽参加:約3,500名 ▽子どもみこし、打ち水は中止、その他のイベントは予定通り実施
2012年9月8日(土) 19:30~21:00	▽反省会 ▽参加者:50人 ①来場者・模擬店運営者に対する本部体制の整備(要望) 各種問合せ先の明示、全体プログラム類の掲出、放送による案内、イベントの時間配分・時間管理の徹底、雨天等の場合の決行・順延の決定基準整備 ②各種作業等のマニュアル化(要望) 櫓組立(次回はステージも)マニュアル作成、イベントの時間配分表、放送等の原稿 ③過去の反省会で提起されてきた問題の解消(意見) 模擬店用テントの購入・貸与、模擬店照明不足への対応、来場者が休憩・飲食出来、祭りを楽しめる場所の用意確保

2012 年度東町新春交歓会実行委員会活動報告

2012 年 11 月 ～2013 年 1 月	会議 ▽委員：5 人 ▽実施日：11 月 3 日、11 月 11 日、11 月 24 日、1 月 4 日、1 月 6 日、1 月 11 日 ▽内容：開催内容・実施方法の検討、立案、開催準備（案内状作成、買出し等）
2013 年 1 月 12 日（土） 14:00～17:00	協議会設立記念行事・新春交歓会 ▽会場：新千里東町会館 ▽参加者 92 人 ▽会費：1 人 1,000 円 ▽内容：第一部 地域自治協議会と各部会の活動報告 第二部 交流会、演舞（東会）、祝い太鼓（八鼓）
2013 年 1 月 12 日（土） 18:15～19:00	反省会 ▽参加者：

2012 年度東丘コミュニティルーム運営委員会活動報告

毎月第 4 日曜日 9:00～10:00	アダプトロード清掃活動 ▽内容：もみじ橋通り、こぼれび通りの清掃活動 ▽実施回数：10 回（9 月、10 月は雨天中止）
-------------------------	---

2012 年度東丘小学校芝生化実行委員会事業報告

(1) 維持管理作業実績

体協・アダプト団体や地域の皆様のご協力で、ほぼ予定通りに進めることができました。

春：予想以上の冬芝の成長で 5 月～6 月にかけて、臨時の作業も含めて毎週芝刈りを実施しました。

夏：一時散水不足で南側芝が乾燥休眠になりましたが、その後の散水で秋にはほぼ回復しました。

秋：冬芝の必要性と春の作業量のバランスから、今年の冬芝の播種は実施しないことを決めました。その結果、10・11 月は除草のみ、12 月以降はすべての維持作業を休止しました。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
芝刈り	2	5	3	2	3	2	除草	除草	—	—	—	除草
肥料	50kg	50kg	20kg	40kg	20kg	40kg	—	—	—	—	—	—

(維持管理作業の実績は芝生化ホームページをご覧ください。 新千里東町 HP→地域団体→芝生化委員会 一部のページにパスワードを設定 PW:lawn-higashioka)

(2) 会計報告

収入			支出				
		予算	実績			予算	実績
前年度繰越金		33,178	33,178	資 材 費	肥料	59,850	60,150
団 体 協 力 金	小学校PTA	80,000	80,000		冬芝種	29,400	0
	地域4団体	80,000	80,000		目砂	29,925	30,225
	その他	20,000	15,400		資機材購入	20,000	6,090
事業収入(夏祭り)		15,000	10,500	ガソリン代その他		10,000	4,570
募金・アルミ缶売却		25,000	26,134	—		—	—
その他		—	10	次年度繰越金		104,003	144,187
合計		253,178	245,222	合計		253,178	245,222

単位 円

収入：各団体からの協力金を始めとして夏祭りの出店等など、ほぼ予定通りとなっています。

支出：冬芝を実施しなかったことなどにより、対予算 ▲44 千円となりました。この結果、次年度繰越金は、144 千円となりました。

(3) 芝生クラブ

昨年 4 月、管理に協力いただける芝生クラブの会員を募集しましたが応募者はありませんでした。しかし、地域の方々の協力により、大きな問題もなく管理ですることができました。

新年度も芝生クラブとしての組織化は行わず、本年度と同様な体制で進めていきます。

2012 年度広報部会の活動報告

新千里東町地域自治協議会の全体ビジョン「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」を求め、時代のニーズを鑑みたさらに魅力あるまちをめざし、協議会のコミュニケーションの基盤として広報活動に部会は取り組んできた。

1 部会のミッション

- 協議会の「広報」について責任を持つ。
- 協議会の広報活動の企画、課題の整理、実行策を理事会に答申し、執行機関を支援する。

2 部会の体制

理事: 上田稔、寺村三郎、市川幸生

代議員: 楠元俊平

事務局: 柳原一之、森岡猛碩、玉富香代

※部会のメンバーに広報誌の愛読者、広報に関心のある人、編集や Web デザインの経験者を募ったが部会メンバーを補強できなかった。

3 部会の計画（2012 年度事業計画より）

- 共同新聞の発行(広報誌「ひがしおか」の協議会ページ)
- 協議会ホームページの作成・更新
- 地域情報ボランティアセンターの検討
- インターネット基盤強化(東町会館など)

4 部会の活動

- 定例会は月 1 回、東丘コミュニティルーム。
- 参加できないメンバーは、メール参加で意見・議論に加わった。
- 今後の活動(検討課題)のうち、
 - ・情報デリバリーセンターの設立の検討
 - ・インターネット基盤強化
 については、部会で議論したが、ラウンドテーブル及び理事会での議論を待つことにした。

2012 年度の活動

6 月 26 日	部会運営について討議
7 月 9 日	部会のミッション、広報誌・ホームページ・掲示板の位置付けと課題の整理
8 月 14 日	広報活動に関するアンケート内容について討議
9 月 9 日	アンケート原稿について討議
10 月 13 日	アンケートの作成・実施 (10 月 21 日理事会で協力依頼)
12 月 8 日	アンケートの解析と方向付け (12 月 16 日理事会と広報誌「ひがしおか」1 月号で結果報告)
12 月 16 日	ラウンドテーブルで情報デリバリーについて幅広く意見を聴く
2013 年 1 月 13 日	掲示板の更新・増設の提案内容討議と広報誌・ホームページでの協議会記事掲載方法について
2 月 9 日	協議会ホームページの運営討議と掲示板の管理基準設定
3 月 9 日	次年度の事業計画と予算

2012 年度地域づくり計画策定部会の活動報告

1. 東丘版コミュニティ・スクール検討部会活動報告（分科会）

(1) 部会活動の趣旨

「学校」を地域の核として、東町住民の活力の源とする「東町の描くコミュニティ・スクール像」を浮かび上がらせ、東町のみんなが願うビジョンの実現に寄与したい。

(2) 部会の構成

蘆江部会長（理事） 三村副部会長（理事） 十河（理事） 草場（理事） 森岡（事務局）

(3) 2012 年度 部会活動

※CS：コミュニティ・スクール CR：コミュニティルーム

第 1 回部会	第 2 回部会	第 3 回部会	第 4 回部会	第 5 回部会	第 6 回部会	第 7 回部会	第 8 回部会
8/21 日（日）	9/16 日（日）	10/13 日（土）	11/3 日（日）	12/9 日（日）	1/14 日（祝）	2/3 日（日）	3/23 日（土）
部会活動方針と東丘版 CS についてのフリートーク	十河校長先生による「CS 学習会」	活動目的・CS 像・スケジュールなどの確認と共有	市社協の勝部氏をゲストに子育てシステムの検討会	「東町 CS」の施設内容についての協議	CR を、もっと使いやすくを目標の第 1 ステップとする	CR を使いやすくするための施策検討と来期活動の検討	本年度総括と次年度活動計画と予算

2013 年 1 月 23 日「第 13 中とデイサービス」「大池小とコミュニティプラザ」施設併設例の見学。

2. 各団地に共通の課題解決の検討部会活動報告（分科会）

(1) 部会活動の趣旨

東町のビジョン実現のため地域づくり計画策定の目的で「地域づくり計画策定部会」を設置。東町は集合住宅で構成される。近年、中層住宅が順次、高層住宅に建て替えられ防災面では比較的安心な町と言われる。通学路は人と車が分離され子育て面でも安心な町である。そして、何よりも緑に恵まれた町。一方、東町が作られて 40 年、住民の世代交代もあるが高齢化は著しい、このような環境をベースに、活力があり、隣人に優しく、魅力あふれる地域にリニューアルしたい、これが「地域づくり計画策定部会」に期待される役目。

(2) 部会の構成

矢口部会長・清水副部会長・大矢・横山・下野(以上理事) 武藤・柳原・山田(以上事務局)

(3) 2012 年度 部会活動

第1回部会	第2回部会	第3回部会	第4回部会	第5回部会	第6回部会	第7回部会	第8回部会
8月12日(日)	9月16日(日)	10月6日(土)	10月21日(日)	11月12日(月)	12月2日/5日	1月14日(日)	3月23日(日)
活動方針と解決に取り組む課題の協議	課題に関するフリートク、介護施設研究	現況調査項目の検討、周辺介護施設調査	拠点施設利用実態調査	介護事業者ヒヤリング、環境ニーズ調査	NT再生推進課説明会(近隣Cの移転計画)、介護施設誘致要望書作成及び提出	道路・公園の環境整備アンケートまとめ、校舎共同利用例の見学	次年度課題の整理

8月より月1～2回、各2時間の分科会を開催し討議した。

第2回から第6回は、「東丘版コミュニティスクール検討部会」とは別の分科会活動とした。

2012 年度防災部会の活動報告

部会の趣旨

東丘小学校区を範囲とする東町地域としての危機管理（地震など危機事態への一連の活動）について、各自治会や管理組合と連携し、地域としての防災体制を構築するなど危機事態への迅速かつ的確な対応力を向上する。



部会の体制

*各集合住宅からのメンバーと福祉、防犯

部会長：大路（アーバンライフ）

副部会長：和田（防犯）

メンバー：安井（福祉）、吉田（メゾン）、田邊、西村、武藤、山田（桜ヶ丘）、鈴木（アーバンライフ）、沼田（OPH）、笠岡、清水（ガーデンヒルズ）、大矢、明智（ジオメゾン）、横山、古橋、福岡（UR）、河野、石丸（3の3）、門田、谷本（あかしや）、坂上（防犯）

防災活動項目と活動主体

防災活動について、各集合住宅の自治会及び管理組合と連携、役割分担し防災体制を構築します。

活動項目 活動主体 →対象	①啓蒙活動	危機事態時の活動			⑤訓練	⑥市連携
	②防災体制	③安否確認	④ライフライン（資機材、備蓄品など）			
協議会 →地域	●	●	●	●	●	●
自治会・管理組合 →集合住宅	●	●	●	●	●	—

本年度の部会活動

8月4日 ～9月9日	自治会への 防災アンケート実施 防災活動と防災意識の現状把握
9月23日 第1回	アンケート結果確認、各住宅での状況と今後活動討議
10月28日 第2回	市危機管理室より 防災体制の考え方、平常時の防災活動 について討議
11月25日 第3回	福祉による 安否確認 の内容、地域防災体制とマニュアル作成の討議
12月23日 第4回	東町 防災体制イメージとマニュアル作成 の討議その2
1月27日 第5回	市危機管理室より 機材倉庫や備蓄避難所情報 、次年度部会活動討議
2月24日 第6回	次年度部会活動計画の討議、各集合住宅での防災関連活動の情報交換
3月24日 第7回	次年度計画書案と予算書案の確認、住宅内防災関連活動の情報共有

部会でグループ討議

グループでの討議と発表、全員参加の活発な部会に



次年度（2013年度）活動方針

次の2項目を重点領域として活動する予定です。

①地域としての防災体制作りとマニュアル化、そして継続的な訓練のしくみづくり

②防災に対する住民の意識向上ための啓蒙活動
東町災害対策本部体制のイメージ（情報班、物資班、救助救護班、避難誘導班など）を設定し、継続的な訓練を通じて、充実を図っていきます。

(仮)東町サロン構想事業計画(案) (3月23日更新版)

東町での常設型地域交流拠点の実現に向けて

1. 事業趣旨

(仮)東町サロン構想事業計画は、協議会の全体ビジョン「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」の実現に向けて、特に、「**ていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり**」、「**日常のコミュニケーションから信頼関係が生まれ、まちのよさを知り自然と担い手が育まれ、若い世代が参加するまちづくり**」という「情報発信・交流」および「担い手」の各テーマ別ビジョンの具体化に向けた取り組みです。地域活動の担い手の発掘・育成と地域住民、地域団体の気軽な交流を促すため、**いつでも、誰でも、気軽に立ち寄って、相談や作業ができる**、常設型の地域の交流、情報拠点の整備が目標です。

平成 25 年度上半期に、当構想について、拠点の機能、拠点の設置場所、常駐スタッフなどの仔細について理事会にて討議と承認のステップを踏むことを前提に、下半期からの試行的な運営をめざします。有償ボランティアの常勤スタッフのいる気軽な拠点とすることで、地域活動の新たな人材の発掘育成と紙媒体の「広報ひがしおか」、電子媒体の「<http://e-senri.jp/> (新千里東町ホームページ)」との相乗効果で地域情報が広く周知され、地域活動の裾野が広がることを期する戦略的な試みとして位置づけるものです。

2. 条件

(1) **機能** ～ 東町における地域活動の中間支援機能を発揮するための 5 つの機能

- ① **交流機能** …集う、交わる、知り合うところ
- ② **情報発信機能** …知らせ、たくわえ、わかるところ、団体用私書箱
- ③ **相談、コーディネート機能** …助言する、つなげるところ
- ④ **事務所機能** …事務作業のできる場所
- ⑤ **担い手発掘機能** …新たな出会い、新たな発見から、新たな人財が発掘される場所

(2) **整備内容** ～ 機能を発揮するために備えておくべきもの

- ① **スペース** …わかりやすく、気軽に出入りできる場所とテーブル、いす等
- ② **スタッフ** …数人での当番制有償ボランティア
- ③ **設備** …電話・ネット回線、PC、コピー・印刷機、ストック棚等

(3) **候補施設**

○コミュニティルームへの常設、千里東町会館 1 階小室、近隣センタ内での他の場所…このような中から施設を決定する

(4) **事業費**

① **必要経費**

- ・ 人件費(常駐スタッフ(相談、事務作業))
- ・ 賃料・管理費(施設維持管理費)、光熱水費
- ・ 改装整備費、備品、消耗品費

② **収入**

- ・ 地域自治協議会予算(豊中市補助金を活用)

- ・ コミュニティビジネス収入(印刷、その他)

3. 平成 25 年度事業費

費目	金額	根拠	備考
人件費	600,000	10 万円×6 ヶ月	他のボランティア活動とのバランスを考慮し、有償ボランティアの業務範囲、単価設定等要検討
賃料・管理費	240,000	4 万円×6 ヶ月	施設候補より要検討
通信光熱水費	60,000	1 万円×6 ヶ月	
備品、消耗品費	60,000	1 万円×6 ヶ月	事業収入とともに大きく変動する可能性あり
改装費、設備費	300,000	概算	既存物品等の活用で低コストに抑える
計画検討費			別途、計画検討に向けた視察や書類作成のために、交通費や印刷費、会議等が必要
合計	1,260,000		

平成 25 年度（2013 年度）事業計画

運営の基本姿勢

新千里東町地域自治協議会は、東町が地域自治の目標として掲げるビジョン「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」を実現するため、地域内の住民と団体、さらには行政との連携を計り地域自治推進に寄与することを目的として以下の事業を実施する。

地域自治のビジョンと新千里東町地域自治協議会の周知に努めつつ、前年度からの事業を継承し、変化
する社会環境に対応する視点をも加味し、住民のための事業を進める。

① 東町会館運営事業

- 会館管理（貸室及び使用料収納事務、清掃）
- 貸室（1階洋室、2階洋室1・2・和室）

② 東町コミュニティルーム運営事業

- 東町コミュニティルーム管理
- アダプトロード清掃活動（毎月1回）

③ 東丘小学校芝生化事業

- 校庭芝生の維持管理（月2回）
- 校庭芝生を通じたイベント（予定）

④ 夏祭り盆踊り大会

- 夏祭り盆踊り大会開催
（平成 25 年 8 月 17 日開催予定）

⑤ 東町新春交歓会

- 東町新春交歓会開催
（平成 26 年 1 月 5 日開催予定）

⑥ 情報発信・共有事業

- 広報誌ひがしおかの共同発行（隔月）
- 協議会ホームページ（作成・逐次更新）
- 情報発信の基盤強化（掲示板、ネット回線など）

⑦ 地域自治推進事業

- 〈協議会イベント〉東町キャンドルロード（仮称）
- 活動拠点（東町サロン）の立ち上げ
- 「高齢者施設の誘致活動」の推進
- まちづくり計画策定
 - ・東丘版コミュニティスクールの検討
 - ・拠点整備検討
 - ・高齢者問題、
 - ・環境整備
 - ・ラウンドテーブル/まち歩き など1
- 自治会連携活動検討
- 安心安全事業検討
- 防犯検討 ●生涯学習検討

⑧ 防災事業

- 東町防災マニュアル整備
- 東町防災訓練
- 東町防災まち歩き
- 防災ラウンドテーブル
- 防災部会（11回）

2013 年度東丘小学校芝生化実行委員会事業計画

(1) 上期維持管理作業

上期は、毎月 2 回の芝刈り・肥料まきを実施

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
芝刈り	2	2	2	2	2	2
肥料	40kg	40kg	40kg	30kg	30kg	30kg
その他		*				

*エアレーション・・・芝の状態をみた上で実施（大阪府の協力で）

● 芝刈り・施肥

昨年と同じように、

第 2 日曜日前後・・・体協（昨年は 4 月～8 月）・PTA（9 月以降）

第 4 日曜日にアダプト活動に合わせて、地域団体と PTA

で実施。

下期作業については、秋の芝生化委員会で冬芝の対応を再検討後、決定します。

(2) 予算計画

収入			支出				
	H24年実績	H25年計画		H24年実績	H25年計画		
前年度繰越金	33,178	144,187	資 材 費	肥料	60,150	39,900	
団 体 協 力 金	小学校PTA	80,000		80,000	冬芝種	0	29,400
	地域4団体	80,000		80,000	目砂	30,225	30,225
	その他	15,400		10,000	資機材購入	6,090	20,000
事業収入（夏祭り）	10,500	10,000	ガソリン代その他	4,570	10,000		
募金・アルミ缶売却	26,134	25,000	—	—	—		
その他	10	0	次年度繰越金	144,187	219,662		
合計	245,222	349,187	合計	245,222	349,187		

単位 円

2013 年度広報部会活動計画

- 広報誌「ひがしおか」の協議会ページ
記事内容の選定と記事依頼
- 協議会ホームページの作成と更新
毎月の理事会の審議結果の要約発行
- 協議会ホームページの講習会（勉強会）
- インターネットの強化
 - ・ 個人名義から協議会名義への切換え
 - ・ 高速回線への切換え

2013 年度まちづくり計画策定部会活動計画

東丘版コミュニティ・スクールの検討	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「コミュニティルームをさらに使いやすく活用する」ための具体的施策を進行。 2. 関係部署、関係団体との交渉、提携や地域団体との共同活動。 3. 京都市立御所南小学校（コミュニティ・スクール）の施設などを見学。 4. コミュニティルーム活用の講座（仮称 東町大学）を検討。
拠点整備検討	東町の拠点整備ニーズを実現するため、地域自治協議会を代表して近隣センター建替プロジェクトを進める市街地再開発準備組合の協議に参画し関与していく
高齢者問題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「要介護高齢者施設の誘致」活動に具体的に進めてゆく 2. 各団地のコミュニティと安全・安心の向上に老人クラブの果たす役割は大きくなる。既存のクラブの活動の充実・連携と未結成団地の老人クラブづくりを支援する 3. 高齢者の災害時の安否確認システム作り（防災部会）に積極的に関与する
環境改善	環境アンケート結果を基に緊急度・重要度を審査し理事会に答申する。植物の成長、住人の入れ替りもあるので、環境フォローのため「環境見守り隊」を常置、活動を進める
まちづくり計画策定	自治協議会設立時に掲げた課題の内、検討ないし実行のフェーズに至っていない課題について取上げ方を検討する（自治会連携活動・安心安全事業・防犯活動・生涯学習）

2013 年度防災部会活動計画

1. 2013 年度部会活動方針

次の 2 項目を重点領域として活動する。

- ①「地域としての防災体制作りと継続的な訓練やマニュアル化のしくみづくり」
- ②「防災に対する住民の意識向上のための啓蒙活動」

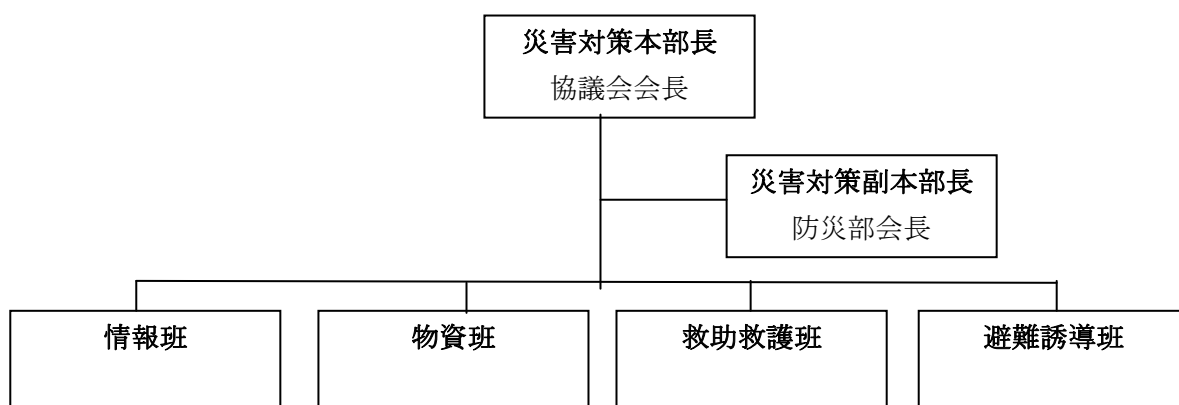
2. 「地域としての防災体制作りと継続的な訓練やマニュアル化のしくみづくり」活動

次の東町協議会災害対策本部の組織をイメージして、防災部会にての部会メンバーが、組織イメージの 4 つ班について、

- ・ ・それぞれの役割を遂行するために平常時から整備すべき情報や備品の整理
- ・ ・災害本部設置に役割遂行に必要な仕組みやプロセス、手順の整理

結果をマニュアルとして文書化する。文書化したマニュアルを用いて毎年訓練を実施し、訓練結果を踏まえて、マニュアルは段階的に毎年、整備充実を図る。また、市危機管理室とも連携を深める。

<東町協議会災害対策本部の組織イメージ>



担当名	役割
本部長	全体指揮
副本部長	本部長補佐、市との連携
情報班	町レベルでの居住者安否や建物被害確認、危険箇所の周知。当領域での各集合住宅内の状況収集と対応、市との連携
物資班	町レベルでのトイレ対策、備蓄品管理、炊き出し準備、救護物資確保、ゴミ置き場管理。当領域での各集合住宅内の状況収集と対応、市との連携
救助救護班	町レベルでの傷者の応急手当、救護所への搬送、当領域での各集合住宅内の状況収集と対応、市との連携
避難誘導班	町レベルでの避難方法場所の指示、要援護者の避難支援、避難時の誘導、当領域での各集合住宅内の情報収集と対応、市との連携

3. 「防災に対する住民の意識向上ための啓蒙活動」活動

住民の防災への意識は啓蒙するため、次の年間活動を計画化する予定です。

- ・ 防災街歩きなどイベント開催（地域避難場所や市備蓄の見学とマップの作成）
- ・ 東町防災ファイル配布（役立つ情報の集約での防災マニュアルを検討）
- ・ 防災対策グッズ紹介（役立つグッズの紹介、保存が効く保存食など）
- ・ 防災ラウンドテーブル開催（各集合住宅の防災関連活動の情報交換と意見収集）

4. 年間活動予定表

	イベント	防災 部会	防災マニュアル作り	意識啓蒙活動
4月				
5月	協議会総会	○	当年度防災部会初顔合わせ	
6月		○	マニュアル整備のやり方の検討	
7月		○	情報版班、物資班、救助援護班、避難誘導班	防災まち歩き（避難場所、資材倉庫、食料備蓄など見学）
8月	夏祭り			
9月	敬老の集い	○		防災ラウンドテーブル(1)
10月	体育祭	○		
11月	文化祭	○	東町防災マニュアルまとめ	
12月		○		東町防災訓練
1月		○	東町防災マニュアル反映	
2月	福祉による安否確認	○	次年度防災部会活動計画と予算案	防災ラウンドテーブル(2)
3月		○	総会準備	

新千里東町地域自治協議会規約（案）

第一章 総則

（目的）

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」の実現をめざす。

（名称）

第2条 本会は、新千里東町地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所の位置）

第3条 協議会の事務所は豊中市立東丘小学校内コミュニティルーム（豊中市新千里東町3-1-1）に置く。

（対象領域）

第4条 協議会の対象領域は豊中市立東丘小学校区内とする。

（取組）

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- （1）地域の課題の把握や情報の発信
- （2）地域の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- （3）「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施
- （4）その他組織の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第7条に定める協議会メンバーが、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

（活動の制限）

第6条 協議会は宗教活動、政治活動、および営利活動は行わない。ただし、協議会のメンバーの利益収受を伴わない協議会自身による営利活動を行うときは、第13条に定める総会の議決を得るものとする。

第二章 協議会メンバー

（協議会メンバー）

第7条 協議会メンバーは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第24条に定める理事会が承認したもの
 - (ア) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前号の規定のかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会メンバーとなることができない

第三章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名以上 |

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び会計は第25条に定める理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監事は前年度理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長4年まで再任できる。

- 2 役員の中で欠員が生じたときには、第 24 条に定める理事会の承認により補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議)

第 12 条 協議会の会議は、総会、理事会、部会及び委員会とする

- 2 会議は、原則全て公開とし、協議会メンバーは傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は協議会メンバー以外の者も傍聴できる。

第五章 総会

(総会)

第 13 条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は 60 名までとし、総会にて承認の別表に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民にて構成し、任期は 1 年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長 4 年まで再任できる。
- 3 公募住民の定数は 10 名までとし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 「地域づくり計画」の策定や見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員を選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 17 条 定期総会は、毎年度決算終了後 2 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場

合に開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第21条 総会においては第18条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状による委任者数を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第六章 理事会

(理事会)

第24条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第25条 理事会は次の理事をもって構成する。理事は、各部会を代表する者、公募選出の住民、総会にて承認の別表に定める各種団体を代表する者とし、その任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任できる。

- 2 公募選出の理事は、部会もしくは委員会に所属し、活動する者でなければならない。その定数は、代議員の中から希望する者2名以内とし、希望する者が定数を超えた場合は抽選とする。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 部会、委員会及び協議会自身による事業体の設置に関する事項
- (4) 規約に定める事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第29条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

- 2 新年度の理事候補者は、毎年4月1日以降、定期総会開催までに開催される理事会に出席するものとする

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第 31 条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 32 条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第七章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第 33 条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会および委員会を理事会の承認の上、設置することができる。委員会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

(部会及び委員会の構成)

第 34 条 部会及び委員会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長及び委員長 1 名を選出し、必要あれば、部会及び委員会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会及び委員会の報告)

第 35 条 部会長及び委員長は、理事会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会及び委員会の招集)

第 36 条 部会及び委員会は、部会長及び委員長が招集する。

第八章 事務局

(事務局)

第 37 条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任命する。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

第九章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第 38 条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

- (1) 市からの交付金
- (2) 各団体からの協賛金
- (3) 協議会の行う事業等の収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

- 2 資産は、現金資産と現物資産とする。
- 3 現物資産を明らかにするため、購入時の価額が 20 万円を超える現物資産については財産目録を整備する。

(資産の処分)

第 40 条 現物資産の内、購入時の価額が 20 万円を超える現物資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第 41 条 本会の経費は第 38 条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第 42 条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第 43 条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第 45 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第十章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この規約を変更する場合は第21条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第47条 協議会を解散する場合は第21条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 協議会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第21条2項に関わらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十一章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第49条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第50条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、協議会メンバーは閲覧することができる。

(その他)

第51条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附則

この規約は、平成24年4月22日より施行する。

- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第45条の規定にかかわらず設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 設立総会における代議員については、規約第15条に定める代議員とみなす。
- 5 設立初年度の監事については、第9条第2項の既定にかかわらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。

本規約は平成 25 年 5 月 19 日一部改正し施行する。

以上

別表 1 : 代議員対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH 新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、ジオメゾン新千里東町自治会、シティハウス新千里東町、新千里東町商店会、UR都市機構新千里東町自治会、グラントメゾン千里中央東丘、新千里東町3-3自治会、ローレルコート新千里東町あかしやの丘自治会、ザ・千里タワー、レジデンス千里中央

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、民生・児童委員、東丘新聞委員会、校区健康づくり推進員会、東丘女性防火クラブ、東丘体育協会、ひがしまち街角広場、千里グッズの会

世代別団体 :

東丘小学校、第八中学校、東丘保育所、東丘小学校PTA、東丘子ども教室、東丘ダイーズクラブ、第八中学校PTA、八中おやじの会、青少年健全育成会、人権教育推進委員協議会、第八中学校区地域教育協議会、八千代クラブ、エルダー東町、あかしやの丘シニアクラブ、ガーデンヒルズシニア連絡網の会、桜ヶ丘シニアクラブ、ジオメゾン新千里東町シニアクラブ、東町3の3シニアクラブ、日本ボーイスカウト豊中第14団、ガールスカウト大阪府第61団

別表 2 : 理事会理事対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH
新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、ジオメゾン新千里東町自治会、
シティハウス新千里東町、新千里東町商店会、UR都市機構新千里東町自治会、グラ
ンドメゾン千里中央東丘、新千里東町3の3自治会、ローレルコート新千里東町あか
しやの丘自治会、ザ・千里タワー、レジデンス千里中央

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、
東丘新聞委員会

世代別団体 :

東丘小学校、東丘小学校PTA、東丘ダディーズクラブ、東町老人クラブ連絡会